

津市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

令和 6 年 9 月 3 0 日訓第 7 7 号

改正 令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、本市の区域内に存する木造住宅への耐震シェルターの設置に対し、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「耐震シェルター」とは、住宅の 1 階部分に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物で、市長が認めるものをいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「耐震シェルター設置事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(対象住宅)

第 4 条 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内にある昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅で、階数が 3 階以下のもの
- (2) 津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱（平成 1 8 年津市訓第 4 4 号）第 3 条に規定する木造住宅耐震補強事業補助金、津市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱（平成 2 1 年津市訓第 3 0 号）第 3 条に規定する木造住宅耐震補強計画事業補助金及び廃止前の津市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱（平成 2 1 年津市訓第 5 1 号）第 3 条に規定する耐震シェルター設置事業補助金のいずれの交付も受けていない住宅
- (3) 現に人が居住し、又は居住が見込まれる住宅

(交付の対象)

第 5 条 補助金は、耐震シェルターを設置する者に対し、耐震シェルターの購入及び設置に要する費用（以下「補助対象経費」という。）をその対象とし、

これを交付するものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金は、補助対象経費の額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、対象住宅1戸につき耐震シェルター1基又は1台分限りとする。

（交付申請の期限）

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、耐震シェルターの設置に着手する10日前とする。

（添付書類）

第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費の見積書等の写し
- (2) 対象住宅を所有していることが確認できる書類（対象住宅の所有者以外の者が申請する場合にあっては、当該所有者からの承諾書）
- (3) 補助金の交付請求及び受領を耐震シェルターの販売及び設置を行う工業者に委任する場合にあっては、補助金代理請求及び受領予定届出書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（実績の報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、耐震シェルターの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 耐震シェルターの購入及び設置に係る契約書（変更契約書を含む。）の写し
- (2) 耐震シェルターの購入及び設置に係る領収書の写し
- (3) 耐震シェルターの設置前及び設置後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に設置に着手した耐震シェルターに係る補助金について適用する。

(交付申請の期限の特例)

- 2 令和 6 年 4 月 1 日からこの訓の施行の日（以後「施行日」という。）から起算して 1 0 日を経過した日までに設置に着手した耐震シェルターに係る規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、第 7 条の規定にかかわらず、同年 1 0 月 3 1 日までとする。

(実績の報告の特例)

- 3 令和 6 年 4 月 1 日から施行日までに設置に着手した耐震シェルターに係る規則第 1 2 条の規定による実績報告書の提出は、第 9 条の規定にかかわらず、規則第 6 条の規定による交付決定通知書の通知を受けた日から起算して 3 0 日を経過した日までに行わなければならない。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 2 5 号）

- 1 この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。